

八代市飲食店等緊急特別支援金事業を行っています

新型コロナウイルス感染症の影響により、飲食店などの売上げが大幅に減少するなど未曾有の影響を受けていることに伴い、日常より店舗で飲食の提供を行っている飲食店等の事業者と宿泊業、飲食店等に関連する（取引のある）事業者に対し、事業の継続・安定を図るため、本市独自の支援制度を実施しています。

名称	① 八代市飲食店等緊急特別支援金	② 八代市飲食店等緊急特別支援金 (関連事業者)
対象業種	日本標準産業分類での宿泊業、飲食サービス業等を営む、中小企業、小規模事業者、個人事業者	日本標準産業分類表等に掲げる道路旅客運送業、飲食料品卸売業、飲食料品小売業、生花店または花屋、貸おしぼり業、旅行業、運搬代行業、ごみ収集運搬業、産業廃棄物収集運搬業の業種を主な事業として営み、宿泊業、飲食店等に関連する（取引のある）中小企業、小規模事業者、個人事業者
対象要件（全てに該当するもの）	1. 日常より店舗内で飲食の提供を行う施設を令和2年11月30日以前から営業していること 2. 食品衛生法による飲食店営業、または喫茶店営業の営業許可を受けていること 3. 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年12月、令和3年1月いずれかの月の売上高が前年同月に比して30%以上減少していること ※創業して1年未満の場合は令和2年12月、令和3年1月のいずれかの月の売上高が当該月を含む直近3カ月の売上平均に比して30%以上減少していること 4. 支給申請日に、事業を営み、事業継続の意思があること 5. 安心なまちやつしろプロジェクト推進会議事務局が発行する感染防止対策ステッカー等を掲示して営業していること（申請中も含む） 6. 大企業でないこと 7. 暴力団その他の反社会的勢力との関わりがないこと 8. ②八代市飲食店等緊急特別支援金（関連事業者）を受給していないこと	1. 令和2年12月31日以前から事業を営んでいること 2. 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年12月から令和3年2月のいずれかの一月の売上高が前年同月に比して30%以上減少していること ※創業して1年未満の場合は令和2年12月、令和3年1月または2月のいずれかの月の売上高が当該月を含む直近3カ月の売上の平均に比して30%以上減少していること 3. 支給申請日に、事業を営み、事業継続の意思があること 4. 安心なまちやつしろプロジェクト推進会議事務局が発行する感染防止対策ステッカー等を掲示して営業していること（申請中も含む） 5. 大企業でないこと 6. 暴力団その他の反社会的勢力との関わりがないこと 7. ①八代市飲食店等緊急特別支援金を受給していないこと
申請期限	3月15日（月） 当日消印有効	3月26日（金） 当日消印有効
① ② 共通事項		
(1) 支援金の額	法人・個人事業主 一律30万円	
(2) 申請書類	市ホームページからダウンロードするほか、本庁仮設庁舎総合案内所、各支所地域振興課、八代市商工会、八代商工会議所、商工・港湾振興課で配布しています。 ※安心なまちやつしろプロジェクトが発行するステッカーとチェックリストは、熊本県時短要請協力金の申請に必要なステッカーとして使用できます。	
(3) 申請方法	特定記録郵便のみ	
(4) 申請先・問合せ	〒866-8601 松江城町1-25 商工・港湾振興課 飲食店等緊急特別支援金係宛 ☎33-8513	



▲飲食店等緊急特別支援金



▲関連事業者

新型コロナウイルス感染症予防対策支援補助金（拡充版）の申請期限を3月15日（月）まで延長しています。申請がお済みでない事業者は期限内に申請してください。